

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第685号

2014年(平成26年)10月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

部等における他課に属しない事務(避難行動要支援者に係る事務)に係るコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)9月26日付けで諮問(第685号)された部等における他課に属しない事務(避難行動要支援者に係る事務)に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、平成22年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、名簿提供を行ってきた。(平成21年12月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、災害時要援護者名簿事務に係る「個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び利用させること並びに目的外に提供すること及び利用させることに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理」を認める旨の答申第418・419・420号を受けている)

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されている。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっている。

こうした状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示した。

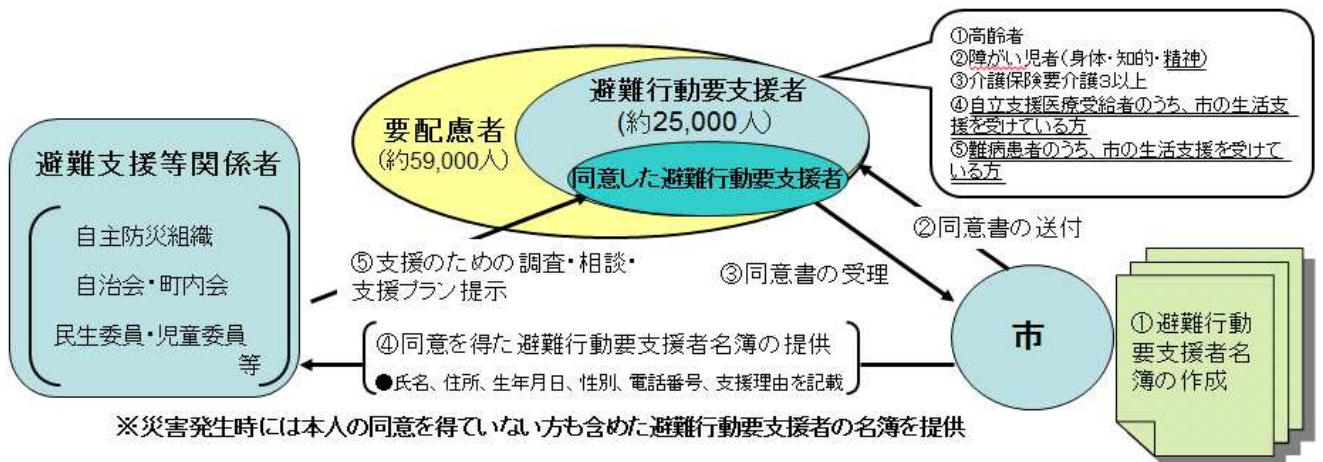
本市では、法改正を受けた取組として、平成26年3月に避難行動要支援者対策を「藤沢市地域防災計画」に位置付け、その下位計画として、「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行った。

本件は、従来の災害時要援護者名簿に替わる避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、コンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 名簿の作成事務概要

本諮問における個人情報のコンピュータ処理は、下図中「避難行動要支援者名簿の作成」において行う。

また、名簿を作成後、「同意書の送付」および「同意書の受理」により個人情報の提供について予め名簿掲載対象者の同意を得たものについて、「同意を得た避難行動要支援者名簿の提供」を行う。



(3) 災害対策基本法改正に伴う名簿作成事務の変更点（概要）

ア 名簿作成の義務化

平成26年度から避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。
(災害対策基本法第49条の10第1項)

イ 名簿対象者の拡大

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考とし、次の方々を新たに対象者とする。

(ア) 精神障がい(1～2級)のうち、単身世帯の方

(イ) 精神障がい(3級)のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方

(ウ) 自立支援医療受給者のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方

(エ) 難病患者のうち、市の生活支援を受けている方

ウ 名簿の掲載内容の拡大(災害対策基本法第49条の10第2項)

従来の「氏名、住所、生年、性別、自治会・町内会名」に加えて、

(ア) 生(年)月日

(イ) 電話番号(本人)

(ウ) 緊急時連絡先及び本人との関係

(エ) 避難支援等を必要とする事由(ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者、

高齢者のみ世帯，身体障がい(視覚，聴覚，上肢，下肢，体幹，腎機能障がい)，知的障がい，精神障がい，自立支援医療受給者，難病患者，介護保険要介護3以上の別)

(オ)必要とする支援内容(避難勧告等の情報を伝えてほしい，避難施設等まで付き添ってほしい(自力歩行は可能)，自力で避難できないので，手助けしてほしい)

が掲載された。

(ア)，(イ)，(ウ)，(オ)は本人から情報を収集する。

エ 個人情報の取り扱い

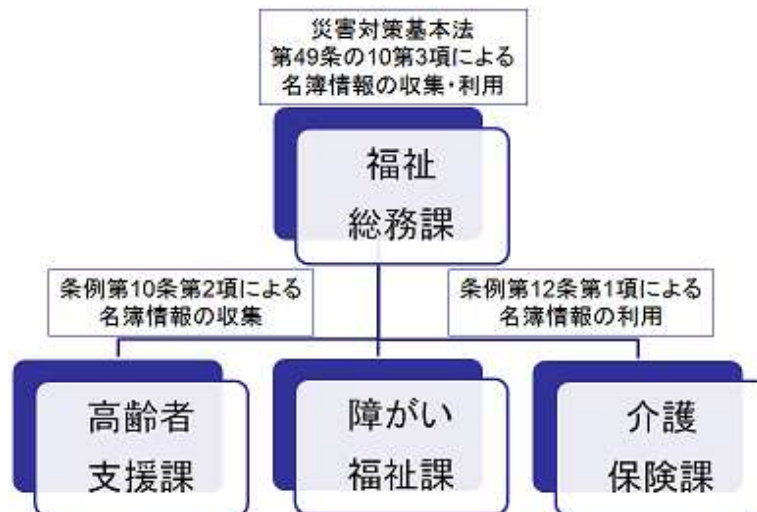
従来の災害時要援護者名簿は，国のガイドラインを基に作成したが，災害対策基本法の改正により名簿作成における実施機関内での個人情報の収集や，避難支援等関係者に対する名簿提供について，法的な取り扱いが明記された。

(災害対策基本法第49条の10第3項)

(4) 避難行動要支援者名簿の作成にあたり収集・利用する個人情報の考え方

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は，次の図のとおり高齢者支援課，障がい福祉課，介護保険課が保有する情報を収集，利用する。

情報の収集及び利用にあたっては，災害対策基本法第49条の10第3項に，「市町村長は，第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で，その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を，その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」と定められているため，藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第2項第2号の「法令等に定めがあるとき」及び条例第12条第1項第2号の「法令等に定めがあるとき」を適用する。



(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の内容

処理においてはIT推進課における作業を前提とし，保健福祉総合システムの在宅ねたきり高齢者台帳，ひとり暮らし高齢者台帳，身障手帳交付者台帳，知的障がい者台帳，精神障がい者台帳，介護保険システムの申請ファイ

ルから必要情報を抽出し業務処理に必要な出力を行うものである。

イ コンピュータ処理の必要性

市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿を作成する上で必要となる個人情報、高齢者支援課、障がい福祉課、介護保険課が保有する情報を福祉総務課が利用するものであるが、避難行動要支援者が延べ25,000人と多いため、手作業による処理は困難である。

さらに、高齢者で要介護3以上の認定を受けている方など、各課の情報には同一人物が含まれる場合があるため、データを処理して名簿にする際には、重複者を除外して出力する必要がある。

これらの処理を迅速かつ正確に実施するためにはコンピュータ処理が必要と考える。

ウ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(ア) 高齢者

ひとり暮らし高齢者(75歳以上) ・ねたきり高齢者(65歳以上)
高齢者のみ世帯(75歳以上)

(イ) 障がい者

身体障がい(視覚6級以上,聴覚6級以上,上肢1~2級,下肢1~3級,体幹1~3級,腎機能障がい1級)

知的障がい(A1, A2, B1, B2)

精神障がい(1~2級)のうち,単身世帯の方

精神障がい(3級)のうち,単身世帯で市の生活支援を受けている方

(ウ) 要介護者

介護保険要介護3以上

(エ) 自立支援医療受給者のうち,単身世帯で市の生活支援を受けている方

(オ) 難病患者のうち,市の生活支援を受けている方

上記対象者について,以下の項目を処理する。

氏名,住所,生年月日,性別,自治会・町内会名,電話番号(本人),緊急時連絡先及び本人との関係,避難支援等を必要とする事由,必要とする支援内容

(6) 安全対策及び日常的な処理体制

名簿作成にあたってデータを処理する基幹系システムは,非公開系ネットワークとして構築しているため,外部との接続を行わない。また,処理作業を厳しく入室管理がなされたIT推進課のコンピュータ室で行うことで,個人情報の漏洩を防止する。

また,今回のコンピュータ処理において,個別のデータは基幹系システムのコンピュータ内に記録せず,対象者リストを出力後は処理に用いたデータを消去する。

以上,個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」,「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」,「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し,個人情報の保護及び安全の確保に努める。

- (7) 実施時期
平成26年10月末予定
- (8) 提出資料
 - ア 資料1 コンピュータ処理フロー
 - イ 資料2 個人情報取扱事務届出書
 - ウ 資料3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
 - エ 資料4 藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿を作成する上で必要となる個人情報は、高齢者支援課、障がい福祉課、介護保険課が保有する情報を福祉総務課が利用するものであるが、避難行動要支援者が延べ25,000人と多いため、手作業による処理は困難である。

さらに、高齢者で要介護3以上の認定を受けている方など、各課の情報には同一人物が含まれる場合があるため、データを処理して名簿にする際には、重複者を除外して出力する必要がある。

これらの処理を迅速かつ正確に実施するためにはコンピュータ処理が必要と考える。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

名簿作成にあたってデータを処理する基幹系システムは、非公開系ネットワークとして構築しているため、外部との接続を行わない。また、処理作業を厳しく入室管理がなされたIT推進課のコンピュータ室で行うことで、個人情報の漏洩を防止する。

また、今回のコンピュータ処理において、個別のデータは基幹系システムのコンピュータ内に記録せず、対象者リストを出力後は処理に用いたデータを消去する。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上